

# 公立大学法人横浜市立大学教員地域貢献活動支援事業運営要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）における教員による地域貢献に資する活動（以下「事業」という。）の支援に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (運営方法)

第2条 本学が本要綱に従い事業の支援を行う場合は、平成25年度文部科学省「地（知）の拠点整備事業」に採択された「環境未来都市構想推進を目的とした地域人材開発・拠点づくり事業」と連携し、運営することとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、使用する用語の定義は、次の各号の定めによる。

- (1) 課題提案者 神奈川県内に事業所を有する企業・団体及び行政機関等で、神奈川県内の地域が抱える諸問題を地域課題として提案する者をいう。
- (2) 助成金 事業を支援するため本学が交付する経費をいう。
- (3) 協働型事業 課題提案者からの提案を受けて本学の教員が事業計画を立て、課題提案者と本学が双方で費用を負担した上で、協働で調査、研究、社会実験等の活動を通じて課題解決を目指す事業をいう。
- (4) インキュベーション型事業 本学教員が地域課題解決の方策を自ら提案し、本学が費用を負担した上で行う事業をいう。

## 第2章 協働型事業

### (応募の条件)

第4条 協働型事業に応募できる課題提案者は、神奈川県内に事業所を有する企業・団体、行政機関とし、他から類似の助成を受けていない者とする。

### (助成申請)

第5条 前条に規定する課題提案者が地域課題を提案する場合には、横浜市立大学教員地域貢献活動支援事業申請書（協働型）（様式1）を学長が定める期日までに提出しなければならない。

### (教員の学内公募)

第6条 前条により申請があった地域課題について、本学は条件を満たす全ての地域課題を学内に公表し、協働型事業の事業企画を教員から公募する。

- 2 教員が応募できる協働型事業の事業企画には、提案内容を含み、さらに発展させた事業企画及び複数のテーマを統合した事業企画を含むものとする。
- 3 協働型事業として助成金の交付を申請する教員は、横浜市立大学教員地域貢献活動支援事業計画書（協働型）（様式2）を学長が定める期日までに提出しなければならない。

(助成対象事業)

第7条 協働型事業として本学が助成金を交付する事業は、地域課題の解決及び大学の地域貢献に寄与する事業であり、次に掲げる各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、特定の技術や製品等の開発、民間企業等の特定の個人・事業者の利益を主な目的とする事業は助成対象外とする。

(1) 本学教員と課題提案者が協働で行う初めての事業、かつ、課題提案者が経費の一部を負担する事業

(2) 横浜市政における重要性が高いなど、本学が必要と認めた事業

(助成期間)

第8条 助成金の交付期間は、一会計年度を原則とする。ただし、前年度に助成金の交付を受けた事業について教員が継続して助成を必要とする場合には、当該事業の助成金交付初年度を含む3年を限度として、引き続き第6条に定める申請をすることができる。

(対象経費)

第9条 助成金は、教員及び課題提案者が協働型事業を実施するために必要な経費のうち、「横浜市立大学 研究費執行マニュアル(1 研究費別の支払可能な費目)」における戦略的研究推進費として定める範囲とし、予算の範囲内で決定する。

(負担割合)

第10条 協働型事業の実施にかかる費用のうち、本学が助成金として負担する割合は、次のとおりとする。

	3年計画	2年計画	1年計画
1年目	3 / 4	2 / 3	1 / 2
2年目	2 / 4	1 / 3	
3年目	1 / 4		

2 第7条第2号の事業等において特別に学長が認めた場合には、第8条の規定に関わらず4年目以降も引き続き助成金を交付することができる。この場合は、本学と課題提案者の双方で協議の上、負担する割合を決定する。

(経費執行)

第11条 教員は、協働型事業の経費執行にあたっては、効率的に執行するよう努めなければならない。

### 第3章 インキュベーション型事業

(応募の条件)

第12条 インキュベーション型事業に応募できる者は、本学の教員とし、他から類似の経費の助成を受けていない者とする。

(助成申請)

第13条 インキュベーション型事業として助成金の交付を受けようとする教員は、横浜市立大学教員地域貢献活動支援事業申請書(インキュベーション型)(様式3)を学長が定める期日までに提出しなければならない。

(助成対象事業)

第14条 インキュベーション型事業として本学が助成金を交付する事業は、地域課題及び大学の地域貢献に寄与する事業であり、次に掲げる各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、特定の技術や製品等の開発、民間企業等の特定の個人・事業者の利益を主な目的とする事業は助成対象外とする。

- (1) 神奈川県や横浜市の施策への反映または提言等に結びつく可能性がある事業
- (2) 温暖化対策や超高齢社会への対応など、環境未来都市構想に関連する事業
- (3) 地域実践プログラムのカリキュラム構築に関連する等、地域の人材開発に資する事業
- (4) 協働型事業への発展を含む外部資金獲得を目指す事業

(助成期間)

第15条 助成金の交付期間は、一会計年度を原則とする。ただし、「環境未来都市構想推進を目的とした地域人材開発・拠点づくり事業」で設定されたモデル事業については最終年度まで、前年度に助成金の交付を受けた事業について教員が継続して助成を必要とする場合には、当該事業の助成金交付初年度を含む3年を限度として、「環境未来都市構想推進を目的とした地域人材開発・拠点づくり事業」の最終年度まで引き続き第14条に定める申請をすることができる。

2 「環境未来都市構想推進を目的とした地域人材開発・拠点づくり事業」の最終年度については、新規の申請を受け付けない。

(対象経費)

第16条 助成金は、教員がインキュベーション型事業を実施するために必要な経費のうち、「横浜市立大学 研究費執行マニュアル(1 研究費別の支払可能な費目)」における戦略的研究費として定める範囲とし、予算の範囲内で決定する。

(経費執行)

第17条 教員は、インキュベーション型事業の経費執行にあたっては、効率的に執行するよう努めなければならない。

## 第4章 審査会等

(審査会)

第18条 学長は第6条及び第14条による申請書を受理したときは、教員地域貢献活動支援事業審査会(以下「審査会」という。)にその内容の審査を委任する。

2 審査会は、申請内容を審査し、助成金の交付の可否及び助成額を決定する。

3 審査会の構成員は、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 1次審査 「横浜市立大学地(知)拠点大学による地方創生推進事業運営委員会」委員、研究推進部長
- (2) 2次審査 地域貢献センター長、国際総合科学群長、医学群長、事務局長、その他学長が認める者

4 複数年の継続を前提にしている協働型事業及び学長が定める事業においては、2次審査を省略することができるものとする。

(交付及び不交付決定)

第19条 助成金の交付が決定した場合は、協働型事業は教員及び課題提案者に、インキュベーション型事業は教員に、横浜市立大学教員地域貢献活動支援事業結果通知書(様式4)を交付する。

(事業報告)

第20条 助成金の交付を受けた教員は、事業終了から30日後又は年度末のいずれか早い日までに、横浜市立大学教員地域貢献活動支援事業報告書(様式5)を学長に提出しなければならない。また、協働型事業の担当教員は本事業の成果を課題提案者に報告しなければならない。

(助成金の取消及び返還)

第21条 助成金の交付を受けた教員が次の各号に該当した場合は、助成金の一部又は全額を返還しなければならない。

- (1) 決算後に余剰金が生じたとき。
- (2) 虚偽その他不正手続きによって助成を受けたとき。
- (3) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (4) 事業を中止したとき。
- (5) 事業報告書を提出しないとき。
- (6) 報告により事業内容が適正でないと認められたとき。
- (7) その他この要綱に違反したとき。

(成果の公表)

第22条 助成金の交付を受けた課題については、事業終了後、事務局の指定する方法により成果を公表する義務を負う。

(その他)

第23条 この要綱に定めのないものは、学長が必要に応じてその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。